

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63833-2211
FAX (06) 63821-8160
http://www.suita-minsyou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

憲法を守り、

平和で人間らしく生きられる社会に

7月21日、岩根良さんを講師に招いて、3回目となる憲法学習会を開催し、役員、事務局合わせて12名が参加しました。今回は、「働くルール・社会保障と日本国憲法」と題して「生存権」や「教育権」、「団結権」、「勤労権」などの社会権が長年の労働者を中心とした国民の戦いで勝ち取られてきたことを学びました。

村上さん

憲法25条に基づいた生存権を改めて学習して新鮮に感じました。この間、国保料の減免相談に取り組んできましたが、25条では国の責任で社会保障などの向上、増進をさせるとうたわれています。現状は保険料を払いたくても払えない状況になっていて、国は責任を果たしていないと思います。学んだ憲法をこれからも活動に生かしていきたいと思えます。

工藤さん

憲法25条を中心とした、人間が生きていくための多くの権利が憲法には明記されていること、またこうした権利は闘いの中で勝ち取られてきたものだということがよく分かりました。そして、憲法では国の責任で国民の生活を保障しなくてはいけないのに、国が社会保障費として支出している比率が欧米諸国と比べて非常に低いことに驚きました。いま、安倍内閣がごり押ししようとしている「戦争法案」が通ってしまったら、軍事費が膨れ上がり、社会保障の予算がますます削られる事は明らかだと思います。頑張って廃案にしないとアカンと強く感じました。

塚本さん

憲法で保障されている社会権、勤労権、労働三権はその成立に歴史があり、運動や革命により労働者が勝ち取ってきたものであることがよく分かりました。このような憲法を手順も踏まずに捻じ曲げの解釈をするような政治は許されるものではないと思えます。

戦争する国への反対、消費税増税は中止し

声を大きく上げまじょう。

安倍政権は7月16日、多くの国民の猛反対を無視して「安全法制関連法案」を衆議院で強行採決しました。この暴挙に満身の怒りをこめて抗議し、参議院での徹底審議と廃案を求めて全力を挙げて運動を推進させます。そして、この戦争法案を廃案に迫らねば、必ず安倍政権は倒れ、消費税増税や原発再稼働など国民をいじめる他の問題でも方向転換を迫られるでしょう。今こそ憲法守り、憲法の勝手な解釈を許さないことが大切です。

払える国保料、市府民税と

生活の全体像を見つめなおして

「25条の会」相談会 開催

7月23日に国保分納相談者を中心に「25条の会」事前相談会を開催しました。

「25考え方を前提に自分達の生活は生存権を脅かされていないか、参加者がお互いに励ましあい、今後の展望を見出す相談会を目指しています。相談会の事案を紹介します。

① 建設関連業者の松下さん(仮名) なぜこんなに高い保険料なのか?

松下さんは毎年の国保料が全額払えず、国保料が累積した状態(滞納)に陥っていました。市役所から届いた「国保料決定通知書」をみながら松下さんは「なぜこんなに保険料が高いの?」と話していました。そして決定通知書を見て国保料が確定申告の所得金額に応じた賦課割合になっていることに気付きました。そして「申告所得の20%にもなる国保料は生活費に食い込む、これじゃ払う事はできない」と話されました。

どうすれば滞納した国保料を解決できるか?

国保料の決まり方は分かっていたけど、どうすれば累積した保険料を解決することができるのか松下さんは悩んでいました。生活の実情からいえば25000円までしか捻出できない事情もあります。そして家計表をつくる為に支出を見直したいと考えました。また支出を見直すために経費帳(帳面を簡素化したもの)をつけたら要求が出されました。

国保料の決定は確定申告の仕方が重要

帳面をつける要求から、申告所得を見直すことができるのではないかとという確定申告の仕方まで相談が進展しました。経費の考え方や、白色事業専従者給与を取っていないかといった事なども判明し、今後の展望につながったことに松下さんは「ずっと(累積した)保険料は払うことができないと思っていた。展望がみえました。帳面をつけていきます」と話されていました。

② 運送業の山下さん(仮名) 大切なのは放置しないこと

昨年の12月末で固定資産税と個人住民税の分納期間が終わり、分納の再相談が必要だった山下さんが法務局からのハガキを持って事務所に来所されました。

法務局のハガキは5月で吹田市によって自宅の差押え登記が行なわれた旨を通知するものでした。現状の収入状況や他の保険料や税金の滞納、借入金の返済、家計の状況等の聞き取りを行ない、資料で確認が必要なものもあるため、再相談をすることにしました。吹田市役所納税課にも連絡し、大阪府域地方税徴収機構へ移管されていないか確認。まだ徴収機構には回っていませんでした。納税相談や連絡を長期間できなかったことを、本人も反省して納付計画を立てることにし、納期が到達していない固定資産税は、減免申請する方向で検討することにしました。

お買い物は地元市場商店街で。・商工業者の繁栄は市民と一緒!